

令和7年(行サ)第170号 人口比例選挙請求上告事件
上告人(原審原告) 鶴本 圭子 外10名
被上告人(原審被告) 東京都選挙管理委員会 外10名

証拠説明書(4)

令和8年1月9日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士	升	永	英	俊
同 弁護士	伊	藤		真
同 弁護士	黒	田	健	二
同 弁護士	江	口	雄	一郎
同 弁護士	森	川		幸
同 弁護士	山	中	眞	人
同 弁護士	平	井	孝	典
同 弁護士	多	田	幸	生

号証	標目／作成者・出典 ／作成年月日／原 本・写し	立 証 趣 旨	上告理由書 関連箇所
甲 121	大阪高判令 7 年 10 月 24 日（是正義務 付合憲）／写し	<p>① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由が見だし難い」（強調 引用者）（判決文 28 頁下 8～下 6 行）</p> <p>「憲法上の要請である投票価値の平等が参議院議員選挙について後退してもよいと解すべき理由は見だし難い上、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の過大というべきであり、…（略）…立法的措置が講じられることが引き続き求められる状況にあり、これと異なる経緯を辿る場合には、選挙区間の較差から見て取れる投票価値に対する評価も自ずと異なるものとなる可能性があることが留意されるべきである。」（強調 引用者）（判決文 28 頁末行～29 頁下 13 行）</p> <p>と判示した。</p>	5 19 79
甲 122	名古屋高判裁金沢支 部令和 7 年 10 月 29 日（違憲状態）／写 し	<p>① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」（強調 引用者）</p>	5 19 79

		と判示した（判決文 18 頁下 5～下 2 行）。	
甲 123	東京高判令和 7 年 10 月 30 日は正義務 付合憲（是正のデッ ドラインは令和 10 年選挙・1 人 1 票） ／写し	<p>① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、 「投票価値の平等の要請が、本質的には 一人一票を前提とする多数決原理 により国の重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」(強調 引用者)</p> <p>と判示する（判決文 33 頁下 2 行～34 頁 1 行）。</p> <p>③ 同判決は、 「都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとする選挙区制度の設計にも、相応の合理性があるといえるが、参議院議院の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請があるわけではなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが不可欠になっているというべきである。このことは、既に平成 24 年最大判が明らかにしているとおりであり、都道府県単位の選挙制度の意義を強調すれば、最大較差 3 倍を相当程度超えるような投票価値の不均衡を正当化できるなどという幻想を抱くべきではない。」(強調 引用者)</p>	5 14 19 79

		と判示する（判決文 44 頁 1～13 行）。 ④ 同判決は、 2028 年 7 月参院選をデッドライン とし、「 結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れない 」(強調 引用者) と判示した（判決文 45 頁 8～9 行）。	
甲 124	名古屋高判令和 7 年 10 月 30 日（是正義務付合憲）／写し	① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、 一票較差是正が未達成である 』旨判示している。 ② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する 固有の要素を勘案しても 、参議院議員選挙について直ちに 投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。 」(強調 引用者) と判示した（判決文 22 頁 3～6 行）。	5 19 79
甲 125	高松高判令和 7 年 10 月 30 日（是正義務付合憲）／写し	① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、 一票較差是正が未達成である 』旨判示している。 ② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する 固有の要素を勘案しても 、参議院議員選挙について直ちに 投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。 」(強調 引用者) と判示した（判決文 28 頁下 11～下 8 行）。	5 19 79
甲 126	福岡高判令和 7 年 10 月 31 日（違憲状態・選挙の正当性に疑問有り・1 人 1 票）／写し	① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、 一票較差是正が未達成である 』旨判示している。 ② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する 固有の要素を勘案しても 、参議院議員選挙について直ちに 投票価値の平等の要請が	6 8～9 14 19 79

		<p>後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示した(判決文 11 頁 5~8 行)。</p> <p>③ 同判決は、 「選挙権は、国民にとって最も基本的な憲法上の権利の一つであり、選挙において全国民を代表する議員を選ぶという全選挙人にとって同一の権能を行使するものであるにもかかわらず、本件選挙当時のように、ある 1 選挙区の選挙人の投票価値が他の 1 選挙区の選挙人のそれと比較すると僅か 3 分の 1 程度しかないということは、平等原則という観点からすると、それだけで、議員の構成員が正当に選挙された者であるといえるのかに疑問符が付くし、」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(11 頁下 9~下 2 行)。</p>	
甲 127	<p>広島高判松江支部令和 7 年 11 月 4 日 (違憲状態) / 写し</p>	<p>① 同判決は、『本件選挙(2025 年参院選(選挙区))が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文 21 頁 3~5 行)。</p> <p>③ 同判決は、「憲法上、選挙権は国民が有する最も重要な基本的人権の一つであり、投票価値の平等を不当に害してはならないことは多言を要</p>	6 19 79

		<p>しないところ、上記のような較差の推移を踏まえ、選挙権及び投票価値の平等の憲法上の重要性に鑑みると、(略) 本件選挙当時、選挙区間の最大較差が 3.13 倍に開いていたことは、原則として憲法が許容しない程度の投票価値の不平等があったものというべきであり」(強調 引用者)</p> <p>と判示する (判決文 21 頁下 9～下 3 行)。</p>	
甲 128	<p>仙台高判秋田支部令和 7 年 11 月 6 日 (違憲状態) / 写し</p>	<p>① 同判決は、『本件選挙 (2025 年参院選 (選挙区)) が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由が見いだし難く、上記のように選挙区間の最大較差が 3 倍程度という状況は、それだけで、国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する正当に選挙された議員 (憲法前文、43 条) と いいうるかについて疑問を生じさせるものである。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する (判決文 19 頁末行～20 頁 5 行)。</p>	6 9 19 79
甲 129	<p>仙台高判令和 7 年 11 月 7 日 (違憲状態・選挙の正当性に疑問有り・できる限り平等に) / 写し</p>	<p>① 同判決は、『本件選挙 (2025 年参院選 (選挙区)) が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだせな</p>	6 9～10 13～14 19 79

		<p>い。」(強調 引用者) (判決文 22 頁 9～11 行)。</p> <p>③ 同判決は、 「平成 24 年大法廷判決は、(略) 都道府県を選挙区の単位として固定した結果、投票価値の大きな不平等状態が長期に亘って継続する状況の下では、これを正当化する理由として十分なものでなく、(略) 現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずることを求めるとしており、その後の大法廷判決も、平成 24 年大法廷判決の趣旨を踏襲して、(略) 国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するためには、投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する (判決文 25 頁 8～下 4 行)。</p>	
甲 130	札幌高判令和 7 年 11 月 10 日 (違憲状態・1 人 1 票判決) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙 (2025 年参院選 (選挙区)) が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する (判決文 21 頁下 9～下 6 行)。</p> <p>③ 同判決は、</p>	6 10～11 15 19 79

		<p>「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由はなく、そうすべきでもないから、国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等でなければならない。</p> <p>本件選挙当時のようにある選挙区の選挙人の投票価値がほかの選挙区の選挙人の投票価値の3分の1程度しかないのであれば、投票の価値が不均衡であるとともに、選出された議員を正当に選挙された全国民を代表する議員と評価することにも疑問が生じうるのだから、憲法に違反する可能性があるというべきである。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文22頁下5行~23頁3行)。</p>	
甲 131	福岡高判那覇支部令和7年11月12日(違憲状態) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙(2025年参院選(選挙区))が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文19頁下12~下9行)。</p>	6 19 79
甲 132	広島高判岡山支部令和7年11月13日(違憲状態・選挙の正当性に疑問有り) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙(2025年参院選(選挙区))が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が</p>	6 11 19 79

		<p>後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文 21 頁 11~14 行)。</p> <p>③ 同判決は、 「投票価値の平等が憲法上の要求であることを踏まえると、依然として選挙区間における投票価値に 3 倍程度の較差があること(は、) (略) 参議院ひいては民主主義の正統性にも疑問を抱かせるものであり、」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文 21 頁下 2 行~22 頁 3 行)。</p>	
甲 133	福岡高判宮崎支部令和 7 年 11 月 21 日(違憲状態) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙(2025 年参院選(選挙区))が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(判決文 28 頁下 7~下 4 行)。</p>	6 19 79
甲 134	広島高判令和 7 年 11 月 25 日(違憲状態) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙(2025 年参院選(選挙区))が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)</p>	6 19 79

		と判示する（判決文 19 頁下 7～下 4 行）。	
甲 135	広島高判（補助参加）令和 7 年 10 月 31 日（違憲状態・選挙の正当性に疑問有り）／写し	<p>① 同判決は、『本件選挙（2025 年参院選（選挙区））が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難く、」（強調 引用者）</p> <p>と判示する（判決文 30 頁 2～5 行）。</p> <p>③ 同判決は、</p> <p>「ウ 投票価値の平等が憲法の要求するところであり、国民の意思を適正に反映する選挙が国会の活動の正統性を基礎づける民主政治の基盤であることに、（略）を併せ考えると、本件選挙当時の投票価値の不均衡は、最大較差の程度及び大きな較差が生じている規模（選挙区数及び有権者数）の大きさからして、憲法の求める投票価値の平等から相当乖離し歪んだものと言わざるを得ず、」（強調引用者）（31 頁下 10～末行）</p> <p>「投票価値の平等は国民主権の上に国会が国権の最高機関としての正統性を持つための土台をなすものであるところ、参議院は、憲法上、衆議院と並ぶ国権の最高機関として、（略）民主的基盤をより確たるものとする責</p>	6 8 19 79

		務があるというべきであって」(強調 引用者) (36 頁下 14～下 7 行)	
		と判示する。	
甲 136	東京高判 (補助参加) 令和 7 年 11 月 12 日 (是正義務付合憲・次回選挙までに成案なければ違憲) / 写し	<p>① 同判決は、『本件選挙 (2025 年参院選 (選挙区)) が、一票較差是正が未達成である』旨判示している。</p> <p>② 同判決は、「参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引用者)</p> <p>と判示した (判決文 26 頁 10～12 行)。</p> <p>③ 同判決は、「もとより、これは立法府に無制限の猶予を与えるものではない。(略) こうした状況の下で、議論の進展がなく何らの成案もないまま参議院議員の選挙が行われた場合には、憲法違反の判断がされることは免れない。」(強調 引用者)</p> <p>と判示した (判決文 29 頁下 12 行～30 頁 11 行)。</p>	6 19 79
甲 137	最高裁平成 24 年 10 月 17 日大法廷判決 (参) / 民集 66 卷 10 号 3357 頁 / 写し	<p>① 同判決の判示内容。</p> <p>② 同判決は、</p> <p>「<u>さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。</u>」</p>	49～51 62

		<p>(強調 引用者)</p> <p><u>と単純明快に記述するにとどまり、爾後のセンテンスに同判示を修正・変更するような言葉を一切付加・挿入していない。</u></p>	
<p>甲 138</p>	<p>最高裁平成 29 年 11 月 25 日大法廷判 (参) / 民集 71 卷 7 号 1139 頁 / 写し</p>	<p>① 同判決の判示内容。 ② 同判決は、</p> <p>「もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、<u>上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。</u>」(強調 引用者)(民集 71 卷 7 号 1150 頁)</p> <p>と記述し、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、」の直後に、同文言を導くための前提であった、憲法の趣旨及び参議院の固有の要素(即ち、任期 6 年、半数改選、解散無し)を再度取り出して、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、」は、憲法の趣旨及び参議院の固有の要素(即ち、任期 6 年、半数改選、解散無し)と調和さるべきであると説示する。</p>	<p>54～56 63</p>

		③ しかしながら、当該説示の趣旨は、必ずしも明らかでない。	
甲 139	最高裁令和 2 年 11 月 18 日大法廷判 (参) / 民集 74 卷 8 号 2111 頁 / 写し	<p>① 同判決の判示内容。</p> <p>② 同判決は、</p> <p>「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、前記(2)で述べた憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成 29 年大法廷判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、上記のような平成 30 年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。」(強調 引用者)(民集 71 卷 7 号 1150 頁)</p> <p>記述し、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、」は、「前記(2)で述べた憲法の趣旨等と調和するべきである」と説示する。</p> <p>③ しかしながら、当該説示の趣旨は、必ずしも明らかでない。</p>	56~60 64~65
甲 140	宮澤俊義 東京大学教授 〈当時〉「八月革命と国民主権主義」(『世界	① 同教授は、 【1945 年 8 月ポツダム宣言受諾という民主主義革命により、主権は、天皇から国	1

	文化』第1巻第4号、 1946年5月) / 写し	<u>民に移動して、日本国は、国民 主権国家になったとする、8月民 主主義革命説</u> を説いた。 ② 芦部信義東大教授(当時)、長谷部恭男東大教 授(当時)のいずれも同旨(宮澤俊義著長谷部恭 男編「八月革命と国民主権主義他五編」(岩波文 庫 2025年6月)参照)。	
甲 141	総務省「過疎関係市町 村都道府県別分布図」 (令和4年4月) https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf / 写し	過疎地域は全都道府県に点在していること。	144 別紙
甲 142	「新潟県過疎地域持 続的発展方針」令和 3年8月(令和4年 8月変更) / 新潟県 ウェブサイト / 写し	新潟県選挙区内の過疎地域の場所及び過疎地域 人口が438,386人であること。 https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf	144 別紙
甲 143	「宮城県過疎地域持 続的発展方針」(令和 4年) / 宮城県ウェブ サイト / 写し	宮城県選挙区内の過疎地域の場所及び過疎地域 人口が317,183人であること。 https://www.pref.miyagi.jp/documents/7652/kasohoushin.pdf	144 別紙
甲 144	「過疎地域持続的発 展方針」 / (令和4 年) 福井県ウェブサ イト / 写し	福井県選挙区内の過疎地域の場所及び過疎地域 人口が97,937人であること。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sityousinkou/furusato/kasohou_d/fil/fukui_kasohousin.pdf	144 別紙
甲 145	OECD公表の「平均 賃金」(1992~2020 年) / OECD ウェブ サイト / 印刷日 2022年7月20日	各国の1992~2020年の29年間の「平均給与」 (Average Wage)の値の推移等。	118~119

	(弁護士升永英俊) ／写し		
甲 146	ウィキペディア 「第 27 回参議院議員通常選挙」(1～3,19～21/40 頁) ／印刷日 2025 年 11 月 28 日／Wikipedia／写し	<p>① 2025 (令和 7) 年参院選は、投票率 : 58.51%であった。</p> <p>② 2025 (令和 7) 年参院選が、非人口比例選挙(選挙区で、<u>選挙日</u>で、<u>較差 : 1 : 3.13</u>) であるため、参院選 (選挙区) で、自民公明 (与党) の得票率は、<u>選挙区</u>で、<u>合計 29.83%</u> (=自民 <24.46%> + 公明 <5.37%>) であり、<u>比例代表</u>で、<u>合計 30.44%</u> (=21.64% <自民> + 8.80% <公明>) ではないのに、自民公明 (与党) の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、37.6% (=47 人 ÷ 125 人) (=自民 <31.2%> = 39 人 / 125 人 + 公明 <6.4%> = 8 人 / 125 人) である (甲 146 19/40～20/40 頁)。</p>	121

以上